平成２１年（フ）第８６１号
広島市安佐南区上安３丁目９番10―３号
債務者　吉本　亮太
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６２号
広島市安佐南区上安３丁目９番10―３号
債務者　吉本真由美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８７５号
広島市中区光南４丁目５番26号
債務者　佐伯　宏美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９４号
広島市東区温品４丁目８番５号
債務者　稲葉　謙二
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１６号
広島県大竹市西栄３丁目18番６の206号
債務者　内田　和成
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１９号
広島市中区吉島東２丁目４番３―８号
債務者　元重　鐵男
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３８号
広島市中区大手町５丁目４番12―901号
債務者　竹本　覚士
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４４号
広島市佐伯区城山２丁目19番12号
債務者　下桑田賢司
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４８号
広島市安佐南区東野３丁目28番９号
債務者　小野　晴夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４９号
広島市安佐南区東野３丁目28番９号
債務者　小野登美子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７６号
広島市南区仁保新町１丁目８番11号
債務者　森木　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３号
広島県三原市和田１丁目６番27号
債務者　田中　　僚
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
広島県三原市和田１丁目６番27号
債務者　田中亜左美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
愛媛県新居浜市坂井町３丁目８番59号
債務者　中原　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第８４号
愛媛県四国中央市金生町下分228番地
債務者　眞鍋　里子（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第８５号
愛媛県西条市氷見乙1789番地
債務者　堀池　年惠
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第８６号
愛媛県新居浜市宇高町４丁目７番25号
債務者　岡部美千江（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０６号
愛媛県新居浜市河内町２番47号
債務者　山田喜美子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所西条支部